



2025年12月22日

各 位

会 社 名 窪田製薬ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者
窪田 良
コード番号 4596 東証グロース
問 合 せ 先 広報・IR 担当
(TEL : 03-6550-8928 (代表))

第三者割当による新株式及び第38回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年11月14日付の取締役会決議において決議し、2025年12月19日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で承認されました、当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者である窪田良氏及び同氏の資産管理会社である窪田アセットマネージメント株式会社（以下、個別に又は総称して「株式割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及びEVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チズム）（以下「新株予約権割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第38回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関する発行価額の総額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年11月17日公表の「第三者割当による新株式及び第38回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結、並びに定款の一部変更、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行の概要

<本新株式の発行の条件>

(1) 払込期日	2025年12月22日
(2) 発行新株式数	普通株式 45,000,000 株
(3) 発行価額	1株につき、金7円
(4) 発行価額の総額	315,000,000 円
(5) 資本組入額	157,500,000 円
(6) 資金調達の額	307,000,000 円（注）
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての本新株式を株式割当先に割り当てます。
(8) 割当先	窪田良 30,714,300 株 窪田アセットマネジメント株式会社 14,285,700 株
(9) その他の	株式割当先との間で締結している本新株式に係る総数引受契約において、①株式割当先は、2025年12月23日から2030年12月22日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、本新株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない旨、②窪田良氏が本譲渡制限期間が満了する前に当社の代表取締役の地位から退任又は退職した場合には、同氏の死亡、障害等の当社取締役会が正当と認める

	理由がある場合を除き、株式割当先は、当該退任又は退職の時点をもって、当社に対して本新株式を無償で譲渡する旨、③当社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことを払込みの条件とする旨等を定めております。
--	---

<本新株予約権の発行の条件>

(1) 割 当 日	2025年12月22日
(2) 発行新株予約権数	450,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
(3) 発 行 価 額	総額4,500円(新株予約権1個あたり0.01円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式45,000,000株
(5) 資金調達の額	307,004,500円(注)
(6) 行使価額	1株あたり7円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を新株予約権割当先に割り当てます。
(8) 割 当 先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2025年12月23日から2027年12月23日までとします。
(10) そ の 他	当社は、新株予約権割当先との間で、下記「【ご参考】」に記載する行使コミット条項及び新株予約権割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、当社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことを払込みの条件とすること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。また、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結しております。

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の半分の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額の半分の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使価額の調整式は、本新株予約権の行使及びコミット期間の開始時期が後ろ倒しになることによる希薄化リスクを回避したいというEVO FUNDの意向により、EVO FUNDを割当先とする有利発行による複数の第三者割当案件で使用されている発行要項に倣って、2025年11月17日公表の「第三者割当による新株式及び第38回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)」の締結、並びに定款の一部変更、並びに主要株主の異動に関するお知らせ別紙の第38回新株予約権発行要項第10項に記載の調整式としております。

【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株式数(45,000,000株)をあらかじめ定め、原則、コミット期間(払込期日の翌取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)または商業パートナーとのエミクススタート塩酸塩の販売(商業化)に向けた提携契約の締結につき当社が公表を行った日の翌取引日のいざれか遅い日(当日を含みます。)から、120取引日間の期間をいいます。)内に当該本新株予約権の行使が新株予約権割当先によりコミットされている設計です。

	第 38 回新株予約権
発 行 数	450,000 個
発 行 価 額 の 総 額	4,500 円
行 使 価 額 の 総 額	315,000,000 円
コ ミ ツ ト 期 間	払込期日の翌取引日または商業パートナーとのエミクスストア塩酸塩の販売（商業化）に向けた提携契約の締結につき発行会社が公表を行った日の翌取引日のいずれか遅い日から 120 取引日間の期間
行 使 価 額	7 円

2. 本新株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

増資前発行済株式総数	70,404,288 株 (増資前の資本金の額 104,261 千円)
増資による発行株式数	45,000,000 株 (増加する資本金の額 157,500 千円)
増資後発行済株式総数	115,404,288 株 (増資後の資本金の額 261,761 千円)

以 上